

無罪判決に関する説明文

2011年5月20日金曜日、卞在昌宣教師の刑事裁判について、水戸地裁土浦支部(神田大助裁判長)は、「無実・無罪」という判決を言い渡しました。しかし、そのような判決が出たのにも拘わらず、各種マスコミやインターネットを通して歪曲された情報が継続的に流されています。以下はそのような歪曲された情報に惑わされることがなく、本裁判の判決を正しく理解していただくために、判決文の重要な部分を中心に整理・要約した内容を書かせていただきましたので、参考にしてください。

1. 判決内容は「無実・無罪」です。

今回、**無実・無罪判決**がなされた後も、「密室の出来事であるため、証明するのが難しく、無罪になった」などの歪曲された情報が流布されています。しかし、今回の無罪判決は犯罪事実を立証する証拠が不十分で無罪になったわけではなく、「犯罪事実そのものがなかった」という内容の無罪判決であることを明確にお伝えします。これは、「卞在昌宣教師と被害を主張する女性Aさんが密室に二人きりでいたことさえなかった」という判決です。

今回の裁判の発端は、過去私たちの教団に属していた女性Aさんが2007年2月17日土曜日午後3時30分から5時頃、卞在昌宣教師の自宅の寝室で性的な被害を受けたという虚偽告訴により始まりました。

しかし、裁判所は、卞在昌宣教師夫婦が当日午前11時頃から、韓国から来られた金宣教師一行4名とともに時間を過ごしており、特に犯行時間とされる時間には、卞在昌宣教師と金宣教師一行は外出中であつたため、自宅にはいなかったという事実を証明する「**客観的な証拠資料**」により無罪判決を言い渡したのです。

ここでいう「**客観的な証拠資料**」というのは、当時金宣教師が卞在昌宣教師とともに外出した際に撮影した数十枚の写真、および記録された資料、証言などを指します。

2. 検察側が主張した「アリバイを立証する写真の改ざんの可能性」は、検察側の専門家の行った鑑定によって、「改ざんされた痕跡がないこと」が事実として認められました。

検察側は、「卞在昌宣教師のアリバイを証明する写真は、犯行が行われたと主張する2007年2月17日土曜日に撮影されたものではなく、その前日である2月16日に撮影された可能性がある」と主張をしました。

このような検察側の主張により、裁判所は、検察側が推薦した現職警察官である専門的鑑定人(関東管区警察局情報通信部情報技術解析課警察庁技官)に写真データ、および写真が保管されていたハードディスクドライブのデジタル記録を長期間に亘り、徹底的に調査するように指示しました。

その結果、写真データ、および写真が保管されていたハードディスクドライブの中には、如何なる「改ざんの痕跡も発見されなかった」という事実が証明されたのです。

それだけではなく、判決は、アリバイを証明する証拠写真は改ざんされていなかったと判断するその他の客観的な証拠として、「金宣教師一行が2007年2月16日から17日まで宿泊したホテルの宿泊記録とホテルの電話を使用した電話使用明細書」、「出入国管理記録」を挙げました。また、気象庁の観測データによれば2007年2月16日の気象状況は「快晴」であるところ、金宣教師が撮影した写真の中の気象状況は「快晴というには程遠い」上、金宣教師が当時の日程、および日課などを記録した手帳からも、それらの写真が2月16日に撮影されたとの検察側による主張は、客観的証拠に矛盾するとなりました。

従って、写真のデータやハードディスクドライブの記録だけではなく、その他の多くの客観的な証拠などにより、卡在昌宣教師のアリバイを証明する写真は、人為的に改ざんされていなかったと立証されたのです。

3. 今回の判決で、国際福音キリスト教団で実施された聖書教育が、一般的なキリスト教教育と比較して、「特異な点がない」ことが認められました。また、Aさんが献身者として生活する中で「不当な束縛を強いられたことはない」という事実が明らかになりました。

Aさんは、自分が卡在昌宣教師から性的な被害を受けた背景には、卡在昌宣教師と本教団が聖書の真理から離れた極端な異端的内容の教義、すなわち、「霊的指導者には絶対的な権利があり、その指示が如何なるものであっても無条件的に従順しなければならない」、旨の教育が徹底的にされているためであると主張しました。また、このような教育を反復的に受けることにより、「霊的指導者である卡在昌宣教師に従わない場合、苦しみや苦難が伴う荒野の人生をさまようようになり、神様からも見放された悲惨な人生を歩むようになる」という恐怖心が募り、結局、性的な被害までも受けざるを得なかったと証言しました。

この点について、判決は、Aさん本人がそのような教育を受けた証拠物として提出した教材、『祝福の原点』（卡在昌著）、『信徒を目覚めさせよう』（玉 漢欽著）、Aさんのディポジション・ノートなどを徹底的に調査し日本の著名な聖書学者であり、日本を代表する牧師の証言をも参考にしました。

その結果、教育に用いられた教材の内容とAさんが教材に自筆で記録した内容、そして、ディポジション・ノートに記されたAさんの心理状態と生活状況からは、Aさんの主張に一致する内容を見つけ出すことが一切できなかつたと結論付けました（なお、Aさんはディポジション・ノートを牧師達に見られていたため真意を記載できなかった旨主張しておりましたが、ディポジション・ノートの内容は牧師達に見られていなかったことも認められています）。

また、Aさんが、本教団における献身生活および共同体生活の中で教団関係者からかなりの程度束縛を受けて不自由を感じていたと主張していることに対して、判決は、Aさんのディポジション・ノートに記録された「(美容室の)カットモデル」「バイトの食事会で神の栄光となるように祈る」「(運転免許)教しゅうのべんきょー」など、個人的な生活を自由に送っていた記録、さらに、Aさん本人が法

延で「外部の人との交流が特段禁止されていたわけではない」と明らかにした点、Aさんより先に本教団を脱退した本人家族や、Aさんに対して、本教団が無理に連れ戻そうとした事実がない点などを挙げました。

そして結論として、Aさんが本教団に属していた際に感じていたという不自由は、「一般に、牧師を志し、教会内での生活を送る敬虔なキリスト信仰者であれば、誰も通常甘受しなけばならないと思われる程度の束縛を超えて、客観的に、Aさんが強調する程不当に強いものであったかについては疑問が残る」と論じました。

4. 判決は、被害を受けたというAさん本人の証言内容には、多くの不自然・不合理な点があると、Aさんの証言を信用することはできないと結論付けました。

判決は、Aさんの証言と検察側が提示した証拠資料、Aさんと卞在昌宣教師がやり取りしたメールの内容を徹底的に調査しました。その結果、Aさん本人が作成したと主張していた退職届の内容には、第三者によって本教団を非難する内容を付加されたことが明らかになるなど、多くの点から、Aさんが主張してきた内容とは全く異なる内容の記録が発見されました。そのほかにも、Aさんの行動自体に多くの不合理な面があり、被害を受けたときの状況にも不自然・不合理な点があることを指摘しています。そして、Aさんの主張には矛盾点が多く、その証言を信用することはできないと結論付けました。

以上のとおり、今回の裁判の判決が無罪になった経緯を簡単に説明させていただきましたが、最後にどうしても皆様を知っていただきたいことは、「無罪判決」は「密室で行われた犯罪行為を立証することが難しく、証拠不十分という理由により無罪になった」わけではなく、裁判所が約1年4ヶ月という長期間に亘り、上記のような明確で客観的な証拠を徹底的に調査した結果、Aさんの証言するような事実は全くなかったという「無実無罪」との判決を言い渡したということです。

また、この判決は、2011年6月3日、検察側が「控訴を断念」したことから、無罪が確定しています。検察側としても、このような明白な証拠に基づき無罪判決が言い渡されたことから、控訴を断念せざるを得なかったのです。

このような判決が出されたのにも拘わらず、上記内容を皆様にお伝えするのは、今に至ってもなおインターネットやマスコミを通して歪曲された情報が広く流されているからであることを知っていただきたいのです。どうぞ、それらの情報に惑わされることがありませんよう、心からお願い申し上げます。

2011年6月8日
国際福音キリスト教団 代表牧師会